

ID: 761

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日